

令和7年 No.4

○国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

学術指導料及びそれに係る間接経費の見直し並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

1月8日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年1月9日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第3号

国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程（令和2年規程第5号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学術指導取扱規程の一部改正について

改正理由：学術指導料及びそれに係る間接経費の見直し並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (用語の定義) 第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)・(2) 〔省略〕 (3) 「学術指導者」とは、学術指導を実施する本学の専任教員をいう。 (4) 〔省略〕 (学術指導の実施) 第3条 学術指導は、原則として学術指導者の職務と同一のものの又は職務の範囲にあるものと認められ、かつ、本来の研究・教育に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。 〔省略〕 (学術指導料) 第7条 委託者は、本学の発行する請求書により、学術指導料を支払うものとする。 2 学術指導料は、指導料、必要経費及び間接経費とし、それぞれ消費税相当額を含むものとする。 (1) 指導料は、指導内容に応じ委託者と協議の上、決定するものとする。ただし、1時間当たり10,000円以上とする。 (2) 必要経費は、当該学術指導を行う上で必要となる経費（備品費、消耗品及び旅費等）とする。 (3) 間接経費は、指導料及び必要経費の合計額の30%に相当する額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は30%以外の割合とすることができる。 ア 委託者が国、地方公共団体又は独立行政法人等であって間接経費が措置されていない場合で、学長がやむを得ないと認めた場合 イ その他学長が特に認めた場合 3 学長は、学術指導の実施に当たって追加の費用が発生する場合には、その費用を委託者に別途請求することができる。 4 第2項から前項までの規定により難しい場合、委託者及び学長が協議の上定める額とすることができる。	〔省略〕 (用語の定義) 第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)・(2) 〔省略〕 (3) 「学術指導者」とは、学術指導を実施する本学の専任教員をいう。 (4) 〔省略〕 (学術指導の実施) 第3条 学術指導は、原則として学術指導を行う教員の職務と同一のものの又は職務の範囲にあるものと認められ、かつ、本来の研究・教育に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。 〔省略〕 (学術指導料) 第7条 委託者は、本学の発行する請求書により、学術指導料を支払うものとする。 2 学術指導料は、1時間当たり1万円を標準とし、これに旅費、消耗品費及びその他学術指導の遂行に必要となる経費を加算するものとする。 3 前項の学術指導料には、学術指導の遂行に関連して直接使用する経費以外に必要となる光熱水料、研究で使用する大学のインフラ整備・維持管理費、管理事務経費等の学術指導の実施に伴い生じる大学の管理運営に係る諸経費（以下「間接経費」という。）を含むものとする。 4 間接経費は学術指導料の3割に相当する額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 委託者が国、地方公共団体又は独立行政法人等であって間接経費が措置されていない場合で、学長がやむを得ないと認めた場合 (2) その他学長が特に認めた場合 5 学長は、学術指導の実施に当たって追加の費用が発生する場合には、その費用を委託者に別途請求することができる。 6 第2項から前項までの規定により難しい場合、委託者及び学長が協議の上、定める額とすることができる。

〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。